

## 東日本大震災における原子力発電所の事故による被害を受けた人は、地方税の軽減措置などを受けられます

軽減措置等を受けるためには、手続きが必要となる場合もあります。

	税制上の措置	概要
共通	減免措置	被害にあった人の状況に応じて、税の減免を受けることができます。
県税	自動車税等の非課税措置	警戒区域(※)内にあった自動車に永久抹消登録がなされた自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車に永久抹消登録等がなされたものに代わる自動車を取得した場合、自動車取得税および平成25年度分までの自動車税が非課税となります。
	不動産取得税の軽減措置	警戒区域内にあった家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。
町税	固定資産税・都市計画税の軽減措置	警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。
	軽自動車税の非課税措置	警戒区域内にあった軽自動車に自動車検査証の返納等がなされた軽自動車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課されません。また、警戒区域内にあった自動車・軽自動車に永久抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

※ 警戒区域とは、東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロ圏内になります。

詳細については、熊本県税務課(☎ 333-2100)または役場税務課(☎ 286-3111)にお問い合わせください。

## 滞納は許さない！さらなる動産差し押さえ実施中！！

### 第2回上・下益城郡合同公売会

町税滞納者から家宅捜索等で差し押さえた動産の公売会を実施します。物件は日用品、家具、家電製品などの出品を予定しています。

多数のご来場をお待ちしています。

**日時** 10月21日(金)  
午前9時 開場  
午前9時30分 入札開始(予定)

**場所** 嘉島町民体育館

**出品数** 約300点

※公売当日までに完納となった場合には、数に変更等があります。

#### 当日必要なもの

- ①印かん(認印可。法人は代表者印)
- ②購入代金
- ③本人と確認できるもの(免許証、保険証など)
- ④委任状(代理人が入札する場合)

#### 公売会問い合わせ先

嘉島町役場 税務課徴収係 ☎ 237-2639



公売会の様子

何らかの事情で通常の納税が困難な人は、必ず税務課納税係で納税相談をされるようお願いします。納税相談もなく、また、納税相談をしても約束を守らない人は、やむを得ず差し押さえ(家宅捜索等)の対象者となります。

**問い合わせ先** 役場税務課 納税係  
☎ 286-3111 内線 143・144